

ご旅行条件 ここに記載のない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によりします。

■旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通席となります。)宿泊費、食事料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料等。
- 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。
- パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。
上記(1)～(3)についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

■旅行代金に含まれないもの

- 前項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- 超過手荷物料金(既定の重量・容積・個数を超過する分について)
 - クリーニング・電話料金・追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
 - お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食事料金、交通費等)
 - ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

■お申込み条件

- 20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます場合があります。
- 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれておられる方、妊娠中の方、障害をお持ちの方、補助犬使用者の方などで特別な配慮を必要とするお客様は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的範囲でこれに応じます。なお、この場合利用機関等の求めにより意思の診断書を提示していたりする場合もあります。又、現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者/介助者の動向などを条件とさせていただきますか、お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただきますか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な処置を取らせていただきます。これにかかるとの費用はお客様の自己負担となります。

■お申込み方法と契約の成立・旅行代金のお支払い

- 申込書に所定事項をご記入のうえ、お1人様につき下記の申込金または旅行代金の全額を添えてお申込みいただきます。当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に契約は成立します。申込金は旅行代金又は取消料若しくは違約金のそれぞれ一部として取り扱います。
- 電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段にてご予約の場合当社が予約を承諾した日の翌日から起算して7日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。期間内に申込金のお支払いがなされなかった場合、当社はご予約はなかったものとして取り扱います。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとします。残金は旅行開始日の前日から起算して14日前にあたる日より前にお支払いいただきます。
- 通信契約による旅行契約は、お申込みを承諾する通知を発した時に成立します。ただし、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

| | | | | |
|-------|-----------|--------------------|---------------------|------------|
| ご旅行代金 | 20,000円未満 | 20,000円以上50,000円未満 | 50,000円以上100,000円未満 | 100,000円以上 |
| お申込み金 | 5,000円以上 | 10,000円以上 | 20,000円以上 | 旅行代金の20%以上 |

※今回のツアーは、申込金に該当いたしません。全額ご入金後に予約完了となります。

■最終日程表

- 契約書面において旅行日程又は重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を記載された確定書面(最終日程表)を運んでも旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日)以降のお申込みに関しては旅行開始日)までご交付します。又、交付期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・旅行代金の変更

- 当社は天変事変、戦乱、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することもあります。
- 著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金に改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知します。減額する場合は運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
なお、払戻すべき金額が生じる場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。

■お客様の交替

お客様は当社の承諾を得て1,000円(税別)の手数料をお支払いいただくことにより契約上の地位を第三者に譲渡することができます。

■取消料(お客様による旅行契約の解除)

- お客様はいつでも下記取消料を支払って旅行契約を解除することができます。但し、解除のご連絡は当社の営業日・営業時間内にお受けいたします。
- お客様の都合でお申込みの旅行の旅行開始日やコースの変更をされるときは、お客様から契約の解除があったものとして、所定の取消料を申し受けます。
- 次の場合は取消料はいただきません。
ア、契約内容に書き「旅程保証」の変更保証金の支払い対象に該当する変更及びその他の重要な変更があったとき。
イ、著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改定によって旅行代金が増額されたとき。
ウ、天変事変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

エ、当社が最終日程表を旅行開始日の前日までに交付しなかったとき。
オ、当社の責に帰すべき事由により当初の日程どりの旅行の実施が不可能になったとき。

| 旅行契約の解除期日 | | 取消料(おひひり) | |
|----------------------|----------------|-----------|-------------|
| | | 左記日帰り旅行以外 | 日帰り旅行(夜行含む) |
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって | 21日前に当たる日以前の解除 | 無料 | 無料 |
| | 20日前に当たる日以降の解除 | 旅行代金の20% | 無料 |
| | 10日前に当たる日以降の解除 | 旅行代金の20% | 旅行代金の20% |
| | 7日前に当たる日以降の解除 | 旅行代金の30% | 旅行代金の30% |
| 旅行開始日の前日の解除 | | 旅行代金の40% | 旅行代金の40% |
| 旅行開始日の当日の解除 | | 旅行代金の50% | 旅行代金の50% |
| 旅行開始後の解除または無連絡不参加 | | 旅行代金の100% | 旅行代金の100% |

※払戻し期日 旅行開始前の解除・・・解除の翌日から起算して7日以内
旅行開始後の解除・・・契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内

■当社による旅行契約の解除

次の場合、当社は契約を解除する場合があります。お客様の旅行代金の不払い、申込条件の不適合、病気、団体行動への支障、当社の関与し得ない事由により旅行の円滑な実施が不可能なとき等。

■最少催行人員

当パンフレットに明示した最少催行人員。これに満たない場合、旅行を中止することがあります。その場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前、日帰り旅行にたつては3日前に当たる日より前に旅行を中止する旨を通知いたします。

■旅程管理等

当社は安全で円滑な旅行の実施の確保に努めます。お客様は団体行動中、当社係員の指示に従っていただきます。

■当社の責任

当社は、当社又は手配代行者(旅行サービスの手配を当社に代って行う者)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。(お荷物の賠償限度額は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きお一人15万円)

■お客様の責任

当社はお客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けます。

■特別補償

当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物の上に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

■旅行日程に下表に掲げる変更(次に掲げる自由による変更を除きます。天変事変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要措置)が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外となります。変更補償金の額は旅行者お一人に対し、一募集型企画旅行につき旅行代金の15%を限度とします。又、変更補償金の額が1,000円未満の場合はお支払いしません。当社はお客様の同意を得て変更補償金の支払いを物品・サービスの提供に変えることがあります。

| 変更補償金の支払いが必要となる変更 | 一件あたり率(%) | |
|--|-----------|-------|
| | 旅行開始前 | 旅行開始後 |
| 本パンフレットに記載した | | |
| 1.旅行開始日又は旅行終了日の変更 | 1.5 | 3.0 |
| 2.入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 3.運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更(変更後の合計金額が当初の合計額を下回った場合に限りです。) | 1.0 | 2.0 |
| 4.運送機関の種類又は会社名の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 5.旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更 | 1.0 | 2.0 |
| 6.宿泊機関の種類又は名称の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 7.宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 8.前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中にある事項の変更 | 2.5 | 5.0 |

注1「旅行開始前」とは当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいいます。「旅行開始後」とは当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
注2確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替え、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
注3第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
注4第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
注5第4号又は第6号もしくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。
注6第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号によります。

◇個人情報の取扱いについて

当社は旅行申し込みの際にご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送等の手配及びそれらのサービスの受領のために必要な範囲内で利用させていただきます。その他、お客様への旅行商品やイベントのご案内をお届けすることを目的として、お客様の個人情報を利用させていただきます場合があります。

■旅行条件基準日

2023年9月15日現在の運賃・料金を基準としています。

★このパンフレットは旅行業法12条の4及び5による説明書面、契約書面の一部になります。詳しくは、クローバー観光のホームページをご覧ください。

有限会社クローバー観光
 旅行企画・実施
 (一社) 全国旅行業協会正会員
 北海道知事登録第2-541号
 国内旅行業務取扱管理者: 岡 謙司

〇お問い合わせ・お申込みは・・・
 TEL: 011-582-0968 / FAX: 011-582-1968
 〇営業時間: 月曜日～金曜日10:00～16:00・土日祝定休
 〇住所: 札幌市南区澄川13丁目7-5 〇担当: 岡
 ※担当者の説明に不明な点があれば、旅行業務取扱管理者にご質問ください。

イベント内容に関するお問い合わせは・・・
 公益財団法人 北海道YMCA 〇担当: 浜田
 TEL: 011-561-5217 / FAX: 563-0041
 〒064-0811 札幌市中央区南11条西11丁目2-5